

子どもの鑑賞教育の変遷と現在—舞踊鑑賞の歴史と事例の検討

スポーツ文化研究領域

5023A054-5 服部 愛

研究指導教員:杉山 千鶴 教授

I. 本研究の目的と方法

本研究は、学校体育のダンス、文部省・文化庁、劇場や舞踊団体という3つの場を対象に、子どもの舞踊鑑賞教育の現在に至るまでの推移と現在における位置づけを明らかにすることを目的とする。そして以下の4つの課題を設定した。

- ① 学校という場における舞踊鑑賞教育の推移をみるために、戦後から現在までの文部省・文部科学省の学習指導要領を用い、「体育」「保健体育」における舞踊の「鑑賞」ならびにこれに準ずる「発表」の位置づけの変遷について考察する。
 - ② 文化庁や文化庁創設以前の文部省による制度・事業の変容を考察する。
 - ③ 劇場や舞踊団体等によって実践されている舞踊鑑賞教育について、その実践に至る背景とこれまでの実績を考察する。
 - ④ 2023(令和5)年度に劇場や舞踊団体等によって実施された舞踊鑑賞教育の現場を鑑賞・報告し、③の内容を踏まえて考察する。
- 本研究では文献や資料、当該組織・団体のホームページ等を用いた。

II. 結果及び考察

II-1. 学習指導要領における鑑賞教育

ここでは小・中学校の学習指導要領において、ダンスと関連する種目の内容・目的に関わる背景を踏まえつつ、「鑑賞」と「発表」の位置づけと変遷を見つめながら、学校という場における舞踊鑑賞教育の推移を辿った。その結果、以下の3点が考察された。①「鑑賞」は主に小学校では中学年以降、中学校は第3学年を中心に行われ、単元の集大成として位置づけられてきた。②小学校では2007(平成19)年、中学校では1998(平成10)年以降、児童・生徒同士の交流を中心とする「よさの認め合い」へと

変容した。③「発表」は、当初「鑑賞」と関連づけて行われていたが、1958(昭和33)年を境に、協力的態度の育成を目的とした実践へと変容した。

II-2. 舞踊(芸術)鑑賞教育の歴史的背景①文部省における変容

1968(昭和43)年の文化庁創設以前に、文部省によって、国民が芸術に触れる機会を提供する事業がすでに開始していた。これらの事業においては、舞踊は伝統芸能に限られており、わが国の伝統芸能に対する保護という意味の強かったことが考察された。

II-3. 舞踊(芸術)鑑賞教育の歴史的背景②文化庁における変容

文化庁が創設されるまでの経緯を辿り、文化庁による舞踊(芸術)鑑賞教育について検討した。これにより、文化庁という組織が文化財保護・社会教育をキーワードに創設されたこと、またそのような背景もあり、当初は子どもを対象とした舞踊(芸術)鑑賞教育は社会教育として実施されてきたが、1984(昭和59)年度に開始した「中学校芸術鑑賞教室」を機に、学校を中心とした事業へと変容したことがわかった。そしてその目的は、子どもの発達を中心に据えた視点から、芸術保護の視点を含み、子どもが鑑賞を継続していくことを望む形へと変容したことが考察された。

II-4. 舞踊鑑賞教育の実践事例

ここでは舞踊に特化し、2023(令和5)年時点において、子どもを対象に舞踊(芸術)鑑賞の機会を提供している団体として、国立劇場(独立行政法人日本芸術文化振興会)、新国立劇場運営財団、日本舞台芸術振興会(NBS)、ニッセイ文化振興財団の4団体を取り上げた。各団体の設立経緯や事業内容

を辿り、舞踊(芸術)鑑賞教育を開始した背景を見つめ、その位置づけを検討したほか、2023 年度に各団体の実施した子どもを対象とする舞踊公演を鑑賞し、その内容を報告・考察した。

その結果、上記4団体による子どもを対象とした公演の始まった経緯は、A:団体設立の趣旨や目的からはじまったものと B:事業拡充のための手段としてはじまったものの2つに分類できた。またその内容は、a:既存の作品をそのまま上演するもの、b:既存の作品を、解説などを付して見やすくアレンジしたもの、c:子ども向けに新制作したもの、d:「見る」時の手掛かりや作品を理解するためのヒントを解説するものの4種類に分類できた。特に舞踊公演では、上記 b と c ののが主流となっていることがわかった。

これらの公演は、子どもたちに優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供することを目的に、「わかりやすい」「また観たい」「楽しい」と思わせるような工夫がなされており、今後の継続的な鑑賞へとつながっていく可能性を孕んでいることも考察された。

Ⅲ. 結論

本研究で設定した4つの課題については、以下の通りにまとめることができる。

- 1) 学校という場においては、当初は小学校中学年以降に、「みる」ことを中心とした「鑑賞」が行われてきたが、小学校では 2007(平成 19)年、中学校では 1998(平成 10)年以降に「する」を中心とした活動へと変容した。また「鑑賞」に準ずるものとして考えられる「発表」は、1958(昭和 33)年以降は「する」や「ささえる」を意識した実践へと変容した。
- 2) 文部省や文化庁による国レベルでの実践は、伝統芸能の保護を重視する形で開始しており、社会教育的な立場から実践されてきた。しかし 1984(昭和 59)年度に開始した「中学校芸術鑑賞教室」を皮切りに、現在は実践の場を学校へと移しており、その趣旨を子どもの発達や芸術の保護・振興という両側面に置いている。
- 3) 劇場や舞踊団体による実践は、団体設立の趣旨や目的から、あるいは事業拡充のための手段としてはじまっており、いずれも当該事業が開始直後に好評を得たことによって継続している。また舞踊

公演では、既存の作品を見やすくアレンジしたものと子ども向けの新制作作品の 2 種類が主流となっている。

4) 劇場や舞踊団体は本格的な舞台芸術に触れる機会を提供しており、また子どもたちにとってわかりやすいことを重視した工夫を通して、今後の継続的な鑑賞につなげる可能性を持たせている。

本研究の目的の 1 点目、わが国における子どもの舞踊鑑賞教育の現在に至るまでの推移については、上記 1)~3)に述べた通りである。

2 点目の現在における位置づけについて。学校体育という教科においては「鑑賞」が減少している一方で、文化庁の事業が、その場を学校に移すという動きが認められた。また劇場や舞踊団体による子どもを対象とした公演は、舞踊鑑賞の機会を提供するだけでなく、こうした事業を通じて将来の観客を育成するという点も視野に入れていることが明らかになった。

以上を本研究の結論とする。

Ⅳ. 主な引用・参考文献

- ・ 文部省学校体育指導要綱(1947 年)
- ・ 文部省・文部科学省学習指導要領(1949~2016 年)
- ・ 文部科学省『学制百年史』, 帝国地方行政学会, 1972 年
- ・ 文部科学省『学制百五十年史』, ぎょうせい, 2022 年
- ・ 文部省『文部時報』, ぎょうせい
- ・ 文化庁『我が国の文化と文化行政』, ぎょうせい, 1998 年
- ・ 独立行政法人日本芸術文化振興会「文化デジタルライブラリー」
https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/modules/kabuki_dic/entry.php?entryid=1166
- ・ 新国立劇場ホームページ
<https://www.nntt.jac.go.jp/ballet-dance/>
- ・ 公益財団法人日本舞台芸術振興会『東京バレエ団 50 年のあゆみ』日本舞台芸術振興会, 2014 年
- ・ 公益財団法人日本舞台芸術振興会『NBS 疾風録 財団化 40 年とそれまでの 17 年の前史』, 2022 年
- ・ 日本生命保険相互会社『日本生命九十年史』, 1980 年